

様式第十二（第四十四条第一項及び第五十条第二項関係）

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	①
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	②
地下水位の観測の結果	③
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

○ 記入要領

- ① 帯水層の深さに係る確認を受けようとする要措置区域等の地番を全て記入する。
- ② 記載例は以下のとおり。
 - ・井戸と要措置区域の平面的位置関係を示す図面から、井戸を設置した地点（以下「地点A」とする。）が要措置区域内にあることは明らかである。
 - ・この井戸を設置した地点Aは、地質柱状図及び地下水位等高線図又は地下水流向を推定した資料により、要措置区域内で最も浅い地下水位を示す地点であることがわかる。
 - ・また、井戸の構造図及び地点Aの地質柱状図から、地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層を観測していることがわかる。
 - ・以上から、要措置区域内で最も浅い帯水層を観測できるのは地点Aであるため、当該位置に井戸を設置した。
- ③ 地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも3ヶ月ごとに行うことが適当であり、年間を通じた観測の結果が必要である。

潮汐の干満の影響を受ける臨海部等、明らかに日あるいは月単位で地下水位の変動が予想される要措置区域では、これらの地下水位の変動を考慮しなければならない。